

協会規格に関する規定

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 適用

本規定は、本協会が発行する協会規格に適用する。また指針、ガイドライン、マニュアルなどの規格類も本規定に準ずることが望ましい。

2. 原案作成

協会規格の原案は、各分科会、各委員会又は特別に原案作成のために設置する委員会で作成する。ここでは、原案を作成する委員会を原案作成委員会と呼ぶ。

3. 特別に原案作成委員会を設置する場合

- 3.1 原案作成委員会の設置は、理事会に諮る。委員の選任、運営等は委員会規約にしたがう。
- 3.2 原案作成委員会の構成は、原則としてメーカ、ユーザ及び中立委員の3者構成とする。
- 3.3 原案作成委員会は、原則として年度内に終了する。

4. 原案の構成と書式

原案の構成と書式は「JIS Z 8301 規格票の様式」に準ずる。

5. 制定までの手続き

- 5.1 全ての協会規格原案（解説及び名簿を含む）は、電子ファイルで規格委員会（東京事務所内）に提出する。
- 5.2 規格委員会は、協会規格原案を定款第3条に照らして審議し、承認したならば協会規格の番号（SAP-番号）を、また指針、ガイドライン、マニュアルなどはMAPとしてMAP-番号を決定する。審議において疑義が生じた場合は、原案作成委員会と協議する。
- 5.3 事務局（東京事務所内；以降、事務局とする）は、原案作成委員会に対して規格番号を通知するとともに表紙作成を行い、協会規格原案を完成させる。
- 5.4 事務局は、協会規格原案をホームページに掲載し、3ヶ月間会員からの意見聴取を行う。
- 5.5 事務局は、ホームページで公開した協会規格原案に対して寄せられた意見を原案作成委員会に連絡する。原案作成委員会は、それらの意見を考慮して必要箇所を修正し、協会規格（案）として電子ファイルを事務局に提出する。
- 5.6 規格委員会は、再度提出された協会規格（案）の内容を確認した後、理事会上程を協会事務局へ指示する。
- 5.7 協会規格（案）が理事会で承認（制定）されたなら、事務局はこれを原案作成委員会及び規格委員会に報告するとともに、制定年月日を記載し、協会ホームページに掲載し、

制定通知を粉体技術誌に掲載する。

6. 改廃（改正、継続及び廃止）

- 6.1 協会規格は、制定後4年目に最初の見直しを行い、その後は5年毎に見直すものとする。規格委員会は、その規格を作成した関係者に、
(1) 改正する必要があるか、(2) 継続とするか、又は(3) 廃止とするか、
の問合せを行い、その回答に対応する。
- 6.2 協会規格を廃止する場合は、規格委員会は理事会に報告し、承認を得る。
- 6.3 協会規格に基づくJISが制定された場合は、原則として廃止する。
- 6.4 協会規格の改正は、原則として**5. 制定までの手続き**で行う。ただし、必要な改正が軽微であると規格委員会が判断した場合は、改正規格を規格委員会で審議・確認し、理事会に報告する。
- 6.5 規格委員会は、改廃通知を粉体技術誌及び協会ホームページに掲載する。

7. 文書の管理

- 7.1 協会規格は、協会印を押印の上東京事務所に「正」として保管するとともに電子ファイルを保管し、それぞれの複製版を京都本部で「副」として保管する。常に閲覧可能なものとする。
- 7.2 改正又は廃止された協会規格も保管し、必要に応じて閲覧可能なものとする。

平成3年11月15日：制定

平成8年9月19日：改定

平成17年3月17日：「協会規格の制定と廃止の手順に関する内規」を「協会規格に関する規定」と改称し、改定する。（理事会承認）

平成21年11月26日：改定（理事会承認）

平成23年3月18日：確認（理事会承認）

平成24年11月21日：一部改定（理事会承認）